

令和4年8月24日

指定障害福祉サービス事業者 管理者 様
(日中活動サービス)

岐阜県身体障害者更生相談所長

地域リハビリテーション推進事業（施設等訪問相談事業）のご案内

平素より県の福祉行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では障がいのある方が地域において安全かつ充実した生活が送れるよう身体障害者福祉司（理学療法士）が皆様の所へお伺いし、相談・助言を行う施設等訪問相談事業を行っていますが、今般、指定障害福祉サービス事業者（日中活動サービス）につきましても実施することが出来るようになりました。

実施を希望される場合は別添『リハビリテーション相談申込書』にご記入の上、9月16日（金）までに岐阜県身体障害者更生相談所宛に送付して下さい。

なお、日程の調整がつかない場合もありますので何卒ご承知おきいただきますようお願いいたします。

[内容]

- ① 補装具や福祉用具に関する相談・助言
- ② リハビリテーションに関する相談・助言
- ③ 介護方法等、職員に対する相談・助言

[費用等]

・無料(岐阜県へのお支払いはありません。)

※施設及び事業所様には、実施場所の提供、対象者の取りまとめ及び運営の補助(対象者の誘導や個別相談の時間調整等)についてご協力をお願いします。

[開催日時]

・火曜日及び木曜日を除く平日の午前10時～正午若しくは午後1時～3時の2時間程度。

[その他]

- ・相談申込書につきましては必ず相談内容をご記入下さい。
- ・感染対策のため会場内の換気、対象者のマスク着用にご協力下さい。
- ・補装具業者の派遣につきましては施設より依頼して下さい。

(問合せ先は裏面参照)

岐阜県身体障害者更生相談所			
担当係長	市川	担当	古川
TEL	058-231-9715		
FAX	058-231-9716		
Eメール	c22201@pref.gifu.lg.jp		